

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

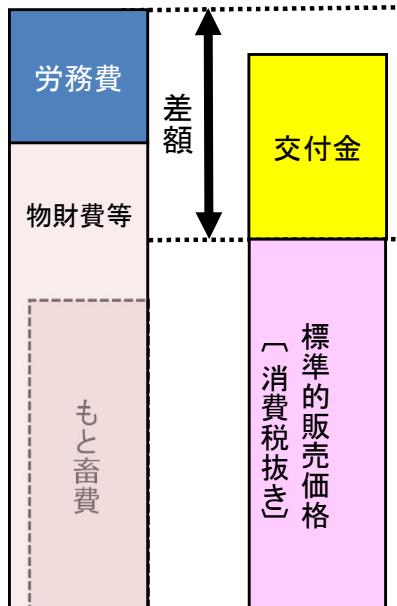
## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
  - ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
  - ③負担金単価 肉専用種: 5,000円～28,000円／頭  
交雑種: 17,000円／頭  
乳用種: 18,000円／頭
  - ④対象者 肥育牛生産者
- 〔 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。 〕

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年2月支払分:12月販売牛)

(円／頭)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	—
	青森県	—
	岩手県	—
	宮城県	—
	秋田県	—
	山形県	—
	福島県	—
	茨城県	—
	栃木県	—
	群馬県	—
	埼玉県	—
	千葉県	—
	東京都	—
	神奈川県	—
関東	山梨県	—
	長野県	—
	静岡県	—

品種	区域	交付金単価
肉専用種	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
	福井県	—
	岐阜県	—
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	—
	奈良県	—
	和歌山県	—
	鳥取県	—
近畿	島根県	—

品種	区域	交付金単価
肉専用種	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
	交雑種	—
	乳用種	64,852

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。

③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円／頭

交雑種 : 17,000円／頭

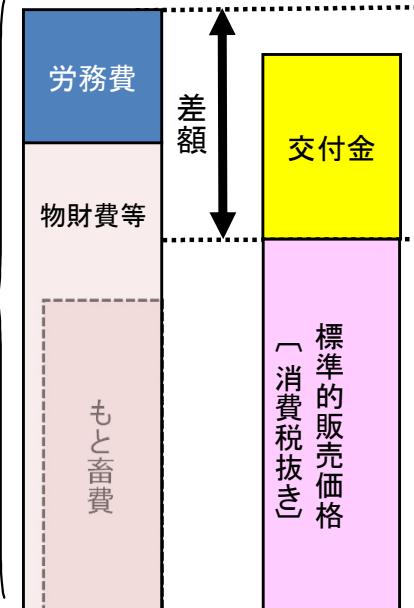
乳用種 : 18,000円／頭

④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年1月支払分: 11月販売牛)

(円／頭)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	—
	青森県	—
	岩手県	—
	宮城県	—
	秋田県	—
	山形県	—
	福島県	—
	茨城県	—
	栃木県	—
	群馬県	—
	埼玉県	—
	千葉県	—
	東京都	—
	神奈川県	—
近畿	山梨県	—
	長野県	—
	静岡県	—
	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—
	中国	—
	鳥取県	—
中国	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—

品種	区域	交付金単価
肉専用種	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
	福井県	—
	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—
	中国	—
四国	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
	九州	—
	交雑種	—
乳用種	乳用種	24,517

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

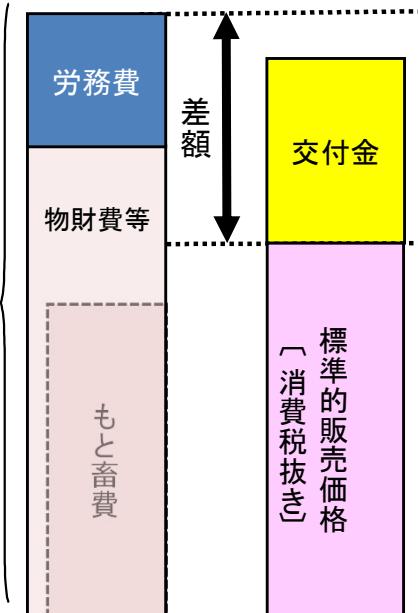
## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。

③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円／頭  
交雑種: 17,000円／頭  
乳用種: 18,000円／頭

④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
東北	北海道	58,544
	青森県	16,991
	岩手県	—
	宮城県	21,409
	秋田県	—
	山形県	—
	福島県	8,206
	茨城県	11,522
	栃木県	11,583
	群馬県	34,520
関東	埼玉県	12,693
	千葉県	2,426
	東京都	2,267
	神奈川県	5,117
	山梨県	—
	長野県	—
	静岡県	—
	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
肉専用種	福井県	—
	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—

品種	区域	交付金単価
東海	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
	福井県	—
	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
近畿	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—
	鳥取県	22,713
	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—
	福島県	—
	宮崎県	—
中国	鹿児島県	—
	沖縄県	—
	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
九州	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
	交雑種	—
	乳用種	9,699
	牛	マルキン
	は	Web
	で	⇒⇒⇒
	も	MAFF

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

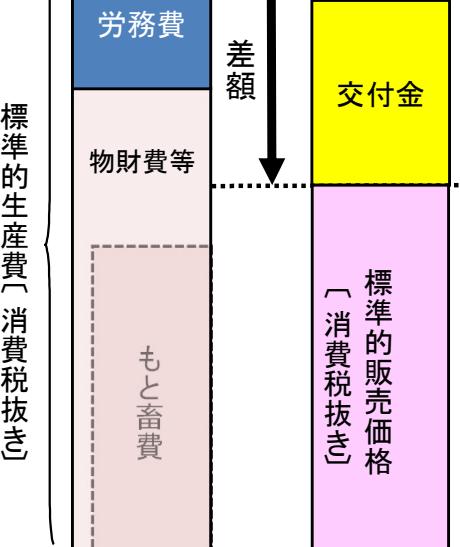
## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。

③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円／頭  
交雑種: 17,000円／頭  
乳用種: 18,000円／頭

④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	66,069
	青森県	49,536
	岩手県	24,106
	宮城県	51,081
	秋田県	28,938
	山形県	26,164
	福島県	59,913
	茨城県	30,088
	栃木県	24,397
	群馬県	46,956
関東	埼玉県	27,825
	千葉県	9,936
	東京都	9,159
	神奈川県	12,168
	山梨県	9,765
	長野県	6,505
	静岡県	—

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
	福井県	—
東海	岐阜県	—
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
近畿	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	—
中国	和歌山県	—
	鳥取県	23,297
	島根県	—
	岡山県	—
四国	広島県	—
	山口県	—

品種	区域	交付金単価
肉専用種	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
九州	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
沖縄県	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
交雑種		10,432
乳用種		33,977

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

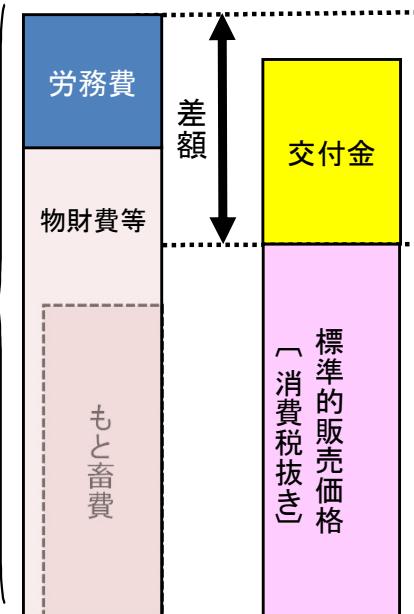
## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
  - ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
  - ③負担金単価 肉専用種: 5,000円～28,000円／頭  
交雑種: 17,000円／頭  
乳用種: 18,000円／頭
  - ④対象者 肥育牛生産者
- 〔 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。 〕

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年10月支払分:8月販売牛)

(円／頭)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	76,989
東北	青森県	66,982
	岩手県	41,552
	宮城県	68,526
	秋田県	46,384
	山形県	43,610
	福島県	77,358
	茨城県	49,115
関東	栃木県	43,424
	群馬県	65,983
	埼玉県	46,852
	千葉県	28,963
	東京都	28,186
	神奈川県	31,195
	山梨県	28,792
中国	長野県	25,532
	静岡県	8,754

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	44,786
	富山県	37,104
	石川県	☆
	福井県	☆
	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
近畿	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—
	鳥取県	41,899
中国	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	—
	香川県	693
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
九州	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
	交雑種	7,277
	乳用種	33,453

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

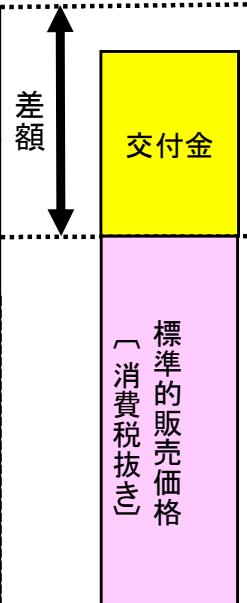
## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。

③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円／頭  
交雑種: 17,000円／頭  
乳用種: 18,000円／頭

④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	43,834
	青森県	—
	岩手県	—
	宮城県	—
	秋田県	—
	山形県	—
	福島県	—
	茨城県	—
	栃木県	—
	群馬県	15,164
	埼玉県	—
	千葉県	—
	東京都	—
	神奈川県	—
	山梨県	—
	長野県	—
	静岡県	—

## 交付金交付状況(令和7年9月支払分: 7月販売牛)

(円／頭)

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	—
	富山県	☆
	石川県	☆
	福井県	☆
東海	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
近畿	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	—
中国	和歌山県	—
	鳥取県	—
	島根県	—
	岡山県	—
山口県	広島県	—
	山口県	—

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
九州	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
沖縄県	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
交雑種	—	—
	乳用種	41,716

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。

③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円／頭

交雑種 : 17,000円／頭

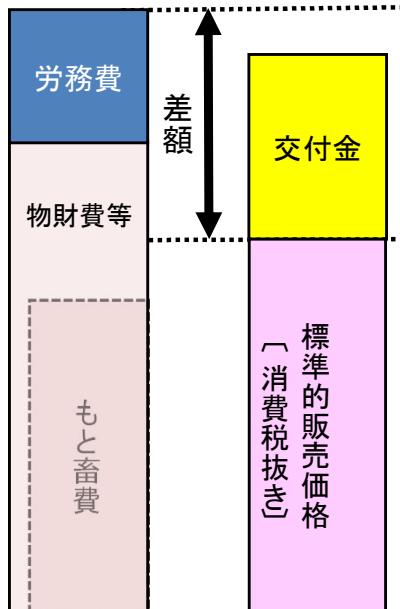
乳用種 : 18,000円／頭

④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年8月支払分:6月販売牛)

(円／頭)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	75,205
	青森県	22,190
	岩手県	2,184
	宮城県	27,218
	秋田県	—
	山形県	—
	福島県	56,175
	茨城県	22,367
	栃木県	28,027
	群馬県	43,715
関東	埼玉県	22,285
	千葉県	6,288
	東京都	14,742
	神奈川県	12,071
	山梨県	5,672
	長野県	8,124
	静岡県	—
	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	—
北陸	福井県	—
	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—
近畿	鳥取県	9,244
	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—
	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	—
	福井県	—
	岐阜県	—
中国	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	—
	奈良県	—
	和歌山県	—
	鳥取県	—
	島根県	—
四国	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—
	徳島県	—
	香川県	1,946
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
九州	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
	交雑種	6,866
	乳用種	27,264

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

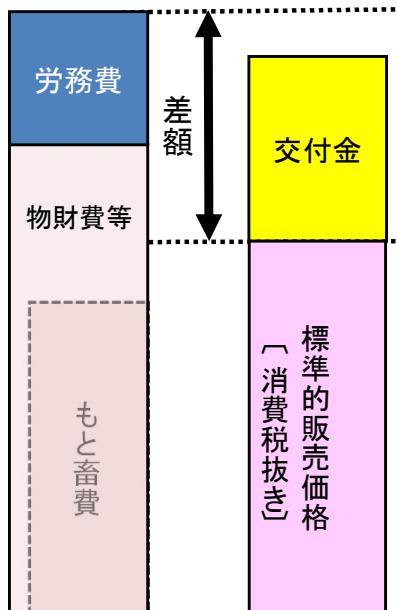
## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
  - ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
  - ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
交雑種：17,000円／頭  
乳用種：18,000円／頭
  - ④対象者 肥育牛生産者
- 〔 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。 〕

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年7月支払分:5月販売牛)

(円／頭)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	19,521
	青森県	—
	岩手県	—
	宮城県	—
	秋田県	—
	山形県	—
	福島県	18,445
関東	茨城県	—
	栃木県	—
	群馬県	5,535
	埼玉県	—
	千葉県	—
	東京都	—
	神奈川県	—
中国	山梨県	—
	長野県	—
	静岡県	—
	鳥取県	—
	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
近畿	和歌山県	—
	奈良県	—
	兵庫県	☆
東海	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
	愛知県	—
	三重県	—
	岐阜県	☆
	福井県	—
北陸	石川県	—
	富山県	—
	新潟県	—
	福井県	—
	高知県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
四国	徳島県	—
	高知県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	徳島県	—
	高知県	—
	香川県	—
九州	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
沖縄県	沖縄県	—
	交雑種	—
	乳用種	29,549

品種	区域	交付金単価
肉専用種	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	—
	福井県	—
	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
近畿	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—
	鳥取県	—
東海	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—
北陸	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	—
四国	徳島県	—
	高知県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	徳島県	—
	高知県	—
	香川県	—
九州	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
沖縄県	沖縄県	—
	交雑種	—
	乳用種	29,549

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

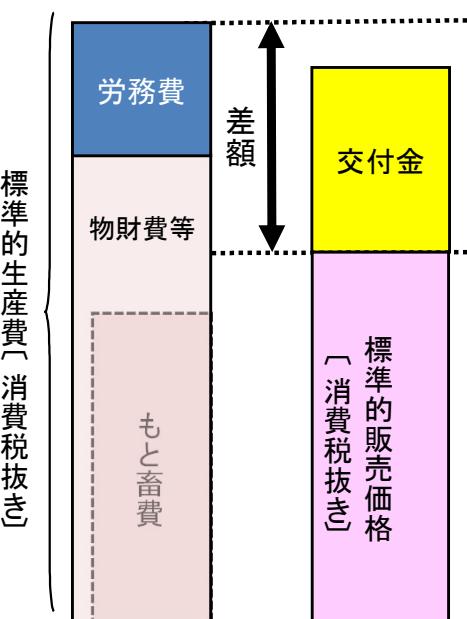
## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
  - ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
  - ③負担金単価 肉専用種: 5,000円～28,000円／頭  
交雑種: 17,000円／頭  
乳用種: 18,000円／頭
  - ④対象者 肥育牛生産者
- 〔 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。 〕

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年6月支払分:4月販売牛)

(円／頭)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	22,460
	青森県	—
	岩手県	—
	宮城県	—
	秋田県	—
	山形県	—
	福島県	267
	茨城県	—
	栃木県	—
	群馬県	—
関東	埼玉県	—
	千葉県	—
	東京都	—
	神奈川県	—
	山梨県	—
	長野県	—
	静岡県	—
	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	—
北陸	福井県	—
	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—
近畿	鳥取県	—
	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—
	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	—
	福井県	—
	岐阜県	—
中国	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	—
	奈良県	—
	和歌山県	—
	鳥取県	—
	島根県	—
四国	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—
	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
九州	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	—
肉専用種	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
交雑種	高知県	—
	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
	徳島県	—
乳用種	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

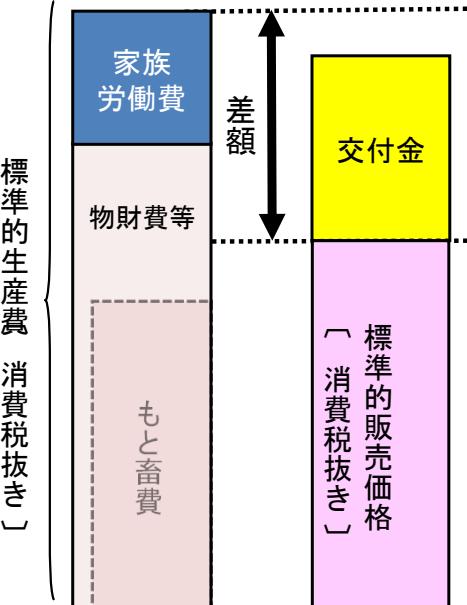
- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

〔 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。 〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
 交雑種：17,000円／頭  
 乳用種：18,000円／頭

- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	67,895
	青森県	11,114
	岩手県	—
	宮城県	—
	秋田県	—
	山形県	—
	福島県	20,672
関東	茨城県	30,292
	栃木県	38,087
	群馬県	63,349
	埼玉県	24,717
	千葉県	2,126
	東京都	49,671
	神奈川県	17,317
	山梨県	1,695
	長野県	17,629
	静岡県	—

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	—
	福井県	—
東海	岐阜県	☆
	愛知県	11,552
	三重県	—
	滋賀県	26,515
近畿	京都府	30,556
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	23,178
	和歌山県	8,550
	鳥取県	11,339
	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	34,677
	香川県	37,184
	愛媛県	25,698
	高知県	—
	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
九州	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
	交雑種	—
	乳用種	21,478

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

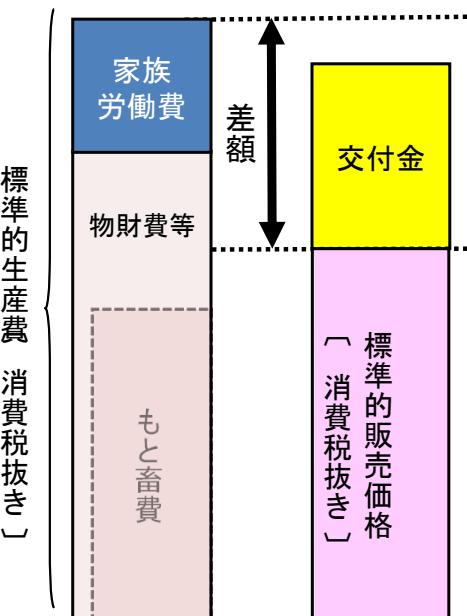
## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
  - ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
  - ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
交雑種：17,000円／頭  
乳用種：18,000円／頭
  - ④対象者 肥育牛生産者
- 〔 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。 〕

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年4月支払分:2月販売牛)

(円／頭)



	区域	交付金単価
東北	北海道	69,094
	青森県	4,381
	岩手県	—
	宮城県	—
	秋田県	—
	山形県	—
	福島県	13,939
	茨城県	19,575
	栃木県	27,369
	群馬県	52,632
関東	埼玉県	14,000
	千葉県	—
	東京都	38,954
	神奈川県	6,600
	山梨県	—
	長野県	6,912
	静岡県	—

	区域	交付金単価
北陸	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	—
	福井県	—
東海	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
近畿	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—
	鳥取県	11,262
	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—

	区域	交付金単価
四国	徳島県	—
	香川県	603
	愛媛県	—
	高知県	—
九州	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	32,234

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

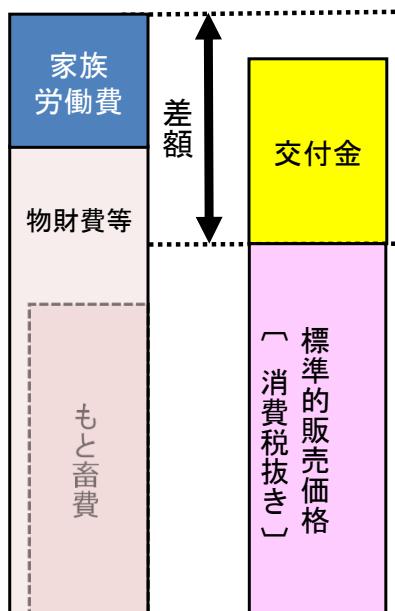
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。〕

③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
 交雑種：17,000円／頭  
 乳用種：18,000円／頭

④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

標準的生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	84,331
	青森県	40,339
	岩手県	—
	宮城県	23,606
	秋田県	10,064
	山形県	—
	福島県	49,897
	茨城県	48,674
	栃木県	56,469
	群馬県	81,731
関東	埼玉県	43,100
	千葉県	20,509
	東京都	68,054
	神奈川県	35,700
	山梨県	20,078
	長野県	36,011
	静岡県	9,441
	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
近畿	福井県	—
	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	2,254
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—
中国	鳥取県	41,390
	島根県	—
	岡山県	621
	広島県	—
	山口県	—

## 交付金交付状況(令和7年3月支払分:1月販売牛)

(円／頭)

品種	区域	交付金単価
肉専用種	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
	福井県	—
	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	2,254
	大阪府	—
九州	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—
	鳥取県	41,390
	島根県	—
	岡山県	621
	広島県	—
	山口県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	5,210
	大分県	—
	宮崎県	—
交雑種	鹿児島県	—
	沖縄県	—
乳用種	交雑種	—
	乳用種	53,238

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

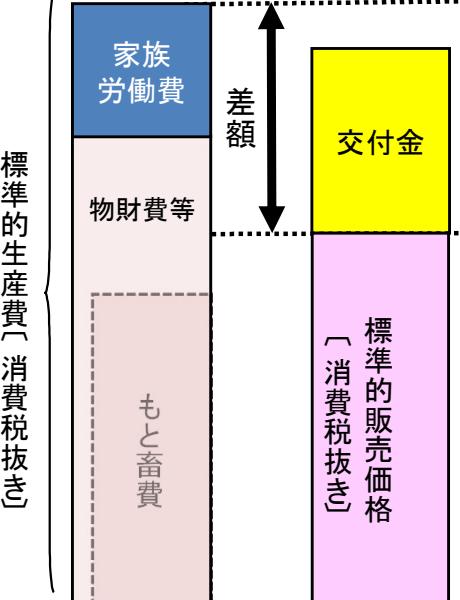
## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③ 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。

③負担金単価 肉専用種: 5,000円～31,000円／頭  
交雑種: 13,000円／頭  
乳用種: 10,000円／頭

④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	3,132
	青森県	—
	岩手県	—
	宮城県	—
	秋田県	—
	山形県	—
	福島県	—
	茨城県	—
	栃木県	—
	群馬県	—
関東	埼玉県	—
	千葉県	—
	東京都	—
	神奈川県	—
	山梨県	—
	長野県	—
	静岡県	—
	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
北陸	福井県	☆
	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—
近畿	鳥取県	—
	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—
	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	—
四国	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
	交雑種	—
	乳用種	40,308

品種	区域	交付金単価
肉専用種	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
	福井県	☆
	岐阜県	☆
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	—
	京都府	—
	大阪府	—
中国	兵庫県	☆
	奈良県	—
	和歌山県	—
	鳥取県	—
	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—

品種	区域	交付金単価
九州	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	—
	大分県	—
	宮崎県	—
沖縄県	鹿児島県	—
	沖縄県	—
交雑種	—	
乳用種	40,308	

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③ 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。

③負担金単価 肉専用種: 5,000円~31,000円／頭

交雑種 : 13,000円／頭

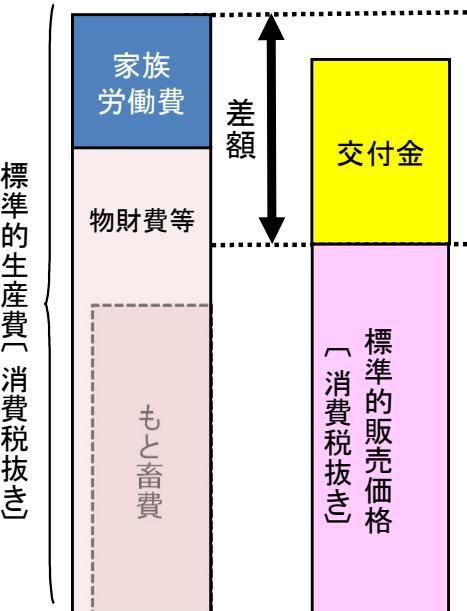
乳用種 : 10,000円／頭

④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年1月支払分: 11月販売牛)

(円／頭)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	41,905
	青森県	—
	岩手県	—
	宮城県	6,902
	秋田県	—
	山形県	—
	福島県	3,928
	茨城県	15,039
	栃木県	19,375
	群馬県	26,985
関東	埼玉県	22,757
	千葉県	4,478
	東京都	15,961
	神奈川県	15,087
	山梨県	—
	長野県	—
	静岡県	—
	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
北陸	福井県	—
	岐阜県	—
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	3,012
	京都府	33,063
	大阪府	4,502
	兵庫県	☆
	奈良県	16,803
	和歌山県	295
近畿	鳥取県	—
	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—
	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	11,838
四国	佐賀県	9,613
	長崎県	8,153
	熊本県	21,954
	大分県	10,685
	宮崎県	—
	鹿児島県	5,124
	沖縄県	—
	交雑種	—
	乳用種	39,900
	愛媛県	—

品種	区域	交付金単価
肉専用種	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
	福井県	—
	岐阜県	—
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	3,012
	京都府	33,063
	大阪府	4,502
近畿	兵庫県	☆
	奈良県	16,803
	和歌山県	295
	鳥取県	—
	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—
	徳島県	—
	香川県	—
中国	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	11,838
	佐賀県	9,613
	長崎県	8,153
	熊本県	21,954
	大分県	10,685
	宮崎県	—
	鹿児島県	5,124
	沖縄県	—

品種	区域	交付金単価
九州	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
	福岡県	11,838
	佐賀県	9,613
	長崎県	8,153
	熊本県	21,954
	大分県	10,685
	宮崎県	—
沖縄県	鹿児島県	5,124
	沖縄県	—
交雑種	交雑種	—
	乳用種	39,900

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

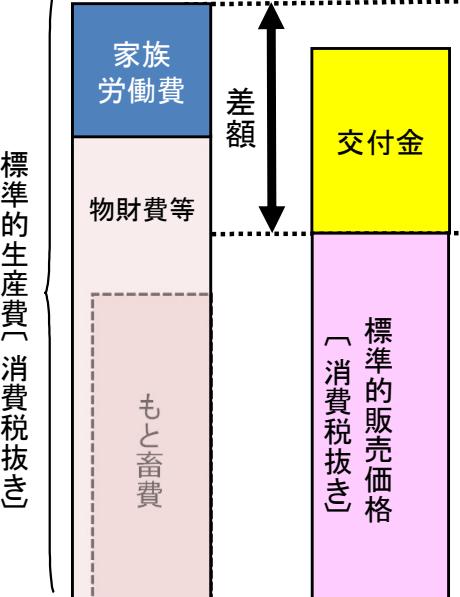
## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③ 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。

③負担金単価 肉専用種: 5,000円~31,000円／頭  
交雑種 : 13,000円／頭  
乳用種 : 10,000円／頭

④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	115,424
	青森県	82,407
	岩手県	65,494
	宮城県	106,251
	秋田県	75,741
	山形県	66,905
	福島県	103,277
	茨城県	102,124
	栃木県	106,460
	群馬県	114,070
関東	埼玉県	109,842
	千葉県	91,563
	東京都	103,046
	神奈川県	102,172
	山梨県	54,054
	長野県	84,116
	静岡県	74,853

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	6,837
	富山県	21,631
	石川県	☆
	福井県	14,348
東海	岐阜県	—
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	46,718
近畿	京都府	76,769
	大阪府	48,208
	兵庫県	☆
	奈良県	60,508
	和歌山県	44,001
	中国	—
	鳥取県	52,274
中国	島根県	32,426
	岡山県	37,878
	広島県	30,786
	山口県	31,085

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	51,101
	香川県	37,230
	愛媛県	26,896
	高知県	—
九州	福岡県	76,855
	佐賀県	74,630
	長崎県	73,170
	熊本県	86,971
九州	大分県	75,702
	宮崎県	63,647
	鹿児島県	70,141
	沖縄県	—
交雑種	滋賀県	3,477
	京都府	42,574
乳用種	大阪府	—
	兵庫県	—

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

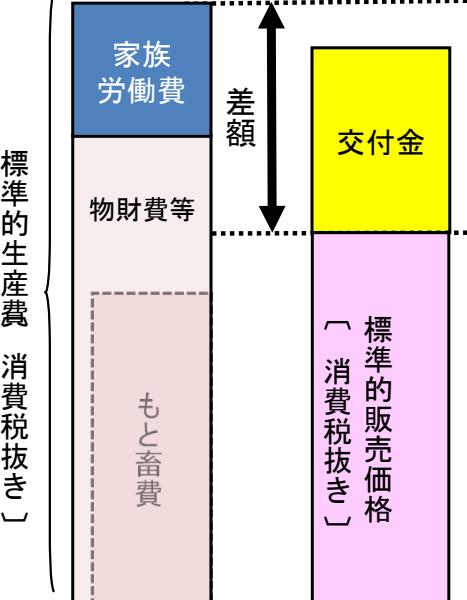
- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
交雑種：13,000円／頭  
乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

〔 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。 〕

《令和6年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	160,825
	青森県	99,643
	岩手県	81,736
	宮城県	110,815
	秋田県	111,984
	山形県	84,673
	福島県	113,536
	茨城県	120,458
	栃木県	122,553
	群馬県	136,628
関東	埼玉県	123,229
	千葉県	101,671
	東京都	126,106
	神奈川県	108,382
	山梨県	111,066
	長野県	109,692
	静岡県	88,274

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	40,809
	富山県	29,654
	石川県	29,377
	福井県	20,789
東海	岐阜県 ☆	—
	愛知県	61,638
	三重県	63,120
	滋賀県	28,255
近畿	京都府	77,035
	大阪府	50,098
	兵庫県 ☆	—
	奈良県	96,030
中国	和歌山県	49,388
	鳥取県	93,710
	島根県	70,408
	岡山県	81,412
山口県	広島県	59,115
	山口県	54,184

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	31,475
	香川県	56,212
	愛媛県	2,709
	高知県	—
九州	福岡県	75,677
	佐賀県	68,563
	長崎県	73,054
	熊本県	80,955
大分県	大分県	59,430
	宮崎県	58,618
	鹿児島県	62,578
	沖縄県	—

交雑種	5,550
乳用種	52,113



注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

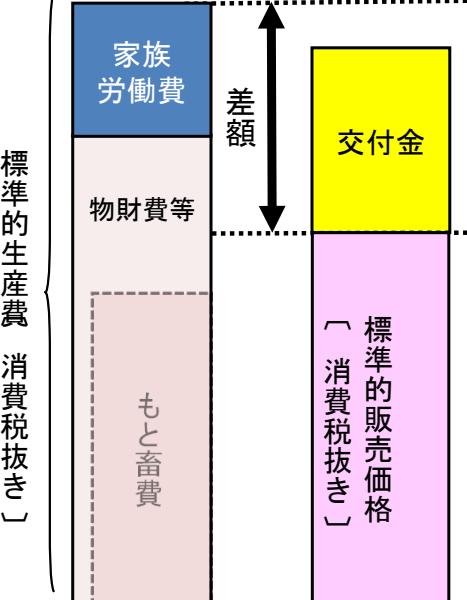
## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。

③負担金単価 肉専用種: 5,000円~31,000円／頭  
交雑種: 13,000円／頭  
乳用種: 10,000円／頭

④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	175,302
	青森県	149,180
	岩手県	131,273
	宮城県	160,352
	秋田県	161,521
	山形県	134,210
	福島県	163,073
	茨城県	157,900
	栃木県	159,995
	群馬県	174,069
関東	埼玉県	160,671
	千葉県	139,113
	東京都	163,548
	神奈川県	145,824
	山梨県	148,508
	長野県	147,133
	静岡県	125,716

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	63,795
	富山県	52,640
	石川県	52,363
	福井県	43,775
東海	岐阜県 ☆	—
	愛知県	67,719
	三重県	69,201
近畿	滋賀県	44,315
	京都府	93,095
	大阪府	66,158
	兵庫県 ☆	—
	奈良県	112,089
	和歌山県	65,448
	鳥取県	121,323
中国	島根県	98,021
	岡山県	109,025
	広島県	86,728
	山口県	81,797

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	55,106
	香川県	79,842
	愛媛県	26,339
	高知県	—
九州	福岡県	81,316
	佐賀県	74,203
	長崎県	78,694
	熊本県	86,594
	大分県	65,070
	宮崎県	64,258
	鹿児島県	68,218
沖縄県		—
交雑種		3,827
乳用種		53,922
MAFF		

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

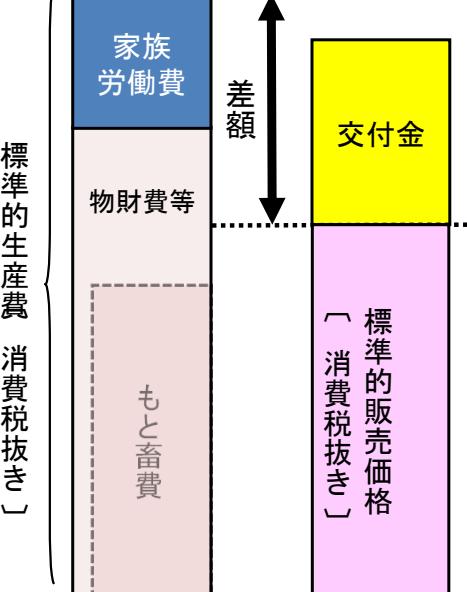
- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
交雑種：13,000円／頭  
乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

〔 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。 〕

《令和6年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	156,909
	青森県	86,627
	岩手県	68,720
	宮城県	97,799
	秋田県	98,968
	山形県	71,658
	福島県	100,521
	茨城県	130,743
	栃木県	132,838
	群馬県	146,912
	埼玉県	133,514
	千葉県	111,955
	東京都	136,390
	神奈川県	118,666
関東	山梨県	121,350
	長野県	119,976
	静岡県	98,559

品種	区域	交付金単価
肉専用種	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	—
	福井県	—
	岐阜県	☆
	愛知県	42,389
	三重県	43,871
	滋賀県	29,271
	京都府	78,051
	大阪府	51,114
	兵庫県	☆
	奈良県	97,046
	和歌山県	50,404
	鳥取県	79,985
近畿	島根県	56,683
	岡山県	67,687
	広島県	45,390
	山口県	40,459

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	3,001
	香川県	27,738
	愛媛県	—
	高知県	—
九州	福岡県	51,086
	佐賀県	43,973
	長崎県	48,464
	熊本県	56,364
	大分県	34,839
	宮崎県	34,028
	鹿児島県	37,988
	沖縄県	—

交雑種	38,994
乳用種	49,389



注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

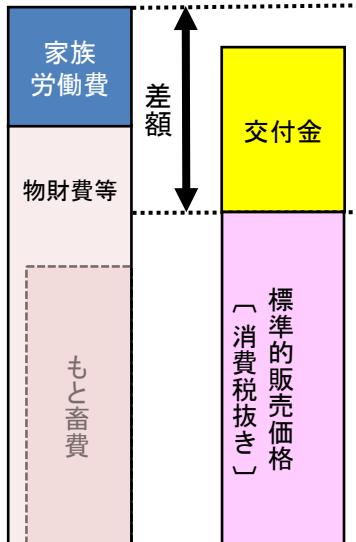
- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
 交雑種：13,000円／頭  
 乳用種：10,000円／頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

標準的生産費〔消費税抜き〕



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	169,165
	青森県	115,868
	岩手県	105,392
	宮城県	132,712
	秋田県	137,484
	山形県	100,515
	福島県	128,863
	茨城県	131,706
	栃木県	140,209
	群馬県	160,063
関東	埼玉県	143,777
	千葉県	126,279
	東京都	136,171
	神奈川県	135,594
	山梨県	107,680
	長野県	110,290
	静岡県	93,680

## 交付金交付状況(令和6年8月支払分:6月販売牛)

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	34,393
	富山県	15,262
	石川県	24,087
	福井県	—
東海	岐阜県	☆
	愛知県	60,416
	三重県	60,850
	滋賀県	67,435
近畿	京都府	103,698
	大阪府	79,955
	兵庫県	☆
	奈良県	101,774
中国	和歌山県	51,858
	鳥取県	81,294
	島根県	16,839
	岡山県	17,624
	広島県	35,087
	山口県	19,431

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	31,440
	香川県	34,548
	愛媛県	—
	高知県	—
九州	福岡県	59,063
	佐賀県	58,347
	長崎県	53,770
	熊本県	66,078
	大分県	46,962
	宮崎県	44,607
	鹿児島県	48,271
沖縄県		—
文雑種		23,265
乳用種		41,036



注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

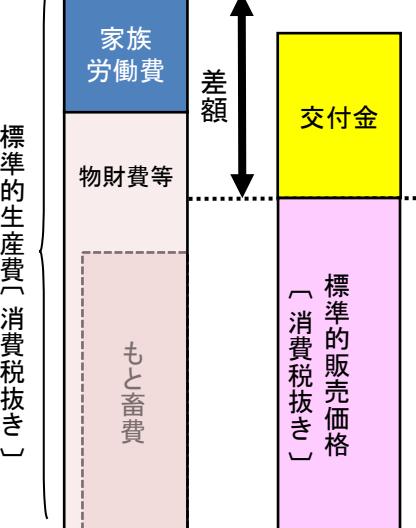
- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
 交雑種：13,000円／頭  
 乳用種：10,000円／頭

- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	148,112
	青森県	82,253
	岩手県	71,777
	宮城県	99,097
	秋田県	103,869
	山形県	66,900
	福島県	95,248
関東	茨城県	100,600
	栃木県	109,102
	群馬県	128,956
	埼玉県	112,671
	千葉県	95,173
	東京都	105,065
	神奈川県	104,487
中国	山梨県	76,573
	長野県	79,183
	静岡県	62,573
	鳥取県	80,841
	島根県	16,387
	岡山県	17,172
	広島県	34,634
近畿	和歌山県	48,595
	山口県	18,978

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	—
	福井県	—
東海	岐阜県	☆
	愛知県	35,070
	三重県	35,505
	滋賀県	64,172
近畿	京都府	100,436
	大阪府	76,692
	兵庫県	☆
	奈良県	98,512
	和歌山県	48,595
	鳥取県	80,841
	島根県	16,387

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	37,478
	香川県	40,586
	愛媛県	—
	高知県	—
九州	福岡県	47,270
	佐賀県	46,555
	長崎県	41,977
	熊本県	54,285
	大分県	35,170
	宮崎県	32,814
	鹿児島県	36,478
沖縄県	沖縄県	—
	交雑種	—
乳用種		34,847

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
 交雑種：13,000円／頭  
 乳用種：10,000円／頭

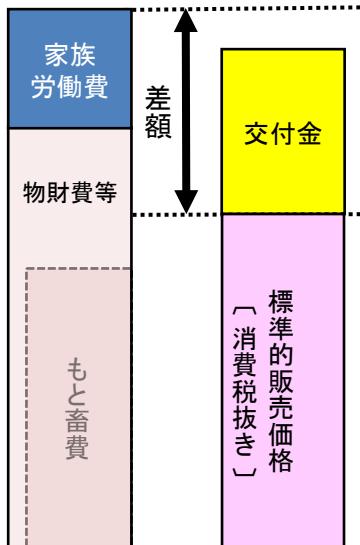
- ④対象者 育成牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年6月支払分：4月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	114,288
	青森県	46,917
	岩手県	36,441
	宮城県	63,761
	秋田県	68,533
	山形県	31,564
	福島県	59,913
	茨城県	62,715
	栃木県	71,217
	群馬県	91,071
関東	埼玉県	74,786
	千葉県	57,288
	東京都	67,180
	神奈川県	66,602
	山梨県	38,689
	長野県	41,299
	静岡県	24,688

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
	福井県	—
東海	岐阜県	☆
	愛知県	12,593
	三重県	13,028
	滋賀県	19,813
近畿	京都府	56,077
	大阪府	32,333
	兵庫県	☆
	奈良県	54,153
中国	和歌山県	4,236
	鳥取県	14,912
	島根県	—
	岡山県	—
	広島県	—
	山口県	—

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	—
	香川県	—
	愛媛県	—
	高知県	—
九州	福岡県	—
	佐賀県	—
	長崎県	—
	熊本県	3,631
沖縄県	大分県	—
	宮崎県	—
	鹿児島県	—
	沖縄県	—
交雑種		—
乳用種		19,021



注1：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。  
 注2：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

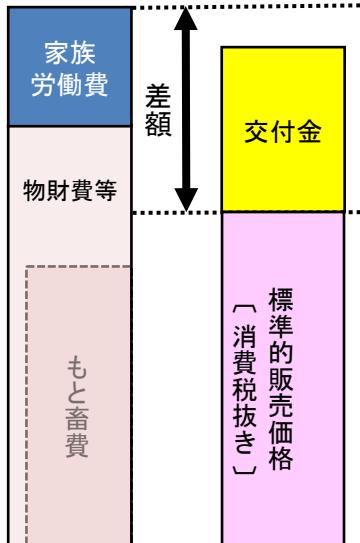
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
 交雑種：13,000円／頭  
 乳用種：10,000円／頭

- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価
東北	北海道	132,800
	青森県	93,567
	岩手県	49,857
	宮城県	86,207
	秋田県	62,536
	山形県	53,706
	福島県	96,103
	茨城県	89,271
	栃木県	94,500
	群馬県	108,682
関東	埼玉県	89,905
	千葉県	71,658
	東京都	68,116
	神奈川県	84,529
	山梨県	80,465
	長野県	81,609
	静岡県	60,912

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	29,748
	富山県	11,376
	石川県	☆
	福井県	—
東海	岐阜県	☆
	愛知県	79,322
	三重県	71,520
	滋賀県	91,443
近畿	京都府	98,597
	大阪府	87,559
	兵庫県	☆
	奈良県	114,195
中国	和歌山県	90,107
	鳥取県	73,494
	島根県	14,664
	岡山県	60,573
山口県	広島県	56,533
	山口県	28,641

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	49,388
	香川県	64,446
	愛媛県	—
	高知県	—
九州	福岡県	62,943
	佐賀県	58,471
	長崎県	49,004
	熊本県	64,188
	大分県	53,778
	宮崎県	50,160
	鹿児島県	51,593
沖縄県		—
交雑種		—
乳用種		35,480



注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

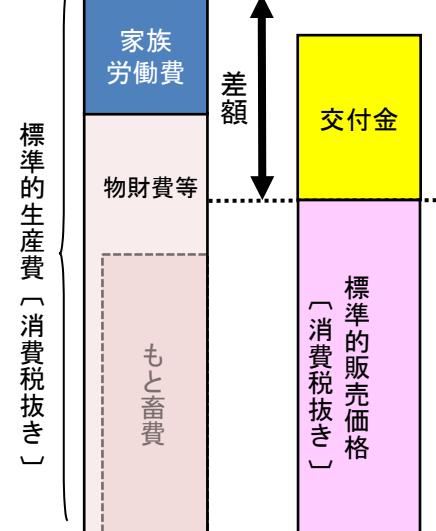
- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
 交雑種：13,000円／頭  
 乳用種：10,000円／頭

- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	130,887
	青森県	68,963
	岩手県	25,253
	宮城県	61,603
	秋田県	37,932
	山形県	29,102
	福島県	71,499
	茨城県	71,235
	栃木県	76,464
	群馬県	90,646
	埼玉県	71,869
	千葉県	53,622
	東京都	50,080
	神奈川県	66,493
	山梨県	62,429
	長野県	63,573
	静岡県	42,876

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	24,220
	富山県	5,849
	石川県	—
	福井県	—
東海	岐阜県	☆
	愛知県	27,086
	三重県	19,284
近畿	滋賀県	44,927
	京都府	52,081
	大阪府	41,042
	兵庫県	☆
	奈良県	67,679
	和歌山県	43,590
	鳥取県	69,799
中国	島根県	10,969
	岡山県	56,878
	広島県	52,838
	山口県	24,946

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	44,029
	香川県	59,087
	愛媛県	—
	高知県	—
九州	福岡県	50,335
	佐賀県	45,863
	長崎県	36,396
	熊本県	51,579
	大分県	41,170
	宮崎県	37,552
	鹿児島県	38,985
沖縄県		—

交雑種	—
乳用種	18,615



注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

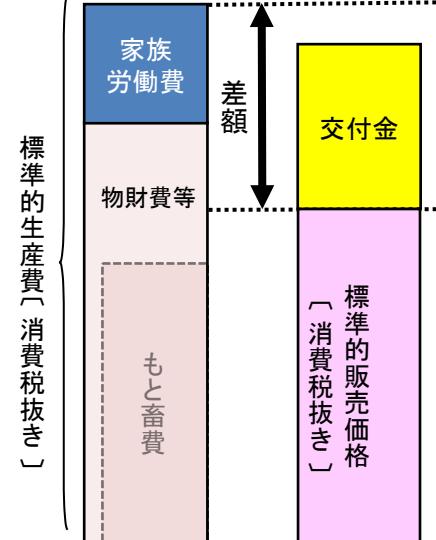
- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
 交雑種：13,000円／頭  
 乳用種：10,000円／頭

- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	94,394
	青森県	58,690
	岩手県	14,980
	宮城県	51,330
	秋田県	27,659
	山形県	18,829
	福島県	61,227
	茨城県	62,102
	栃木県	67,332
	群馬県	81,513
関東	埼玉県	62,737
	千葉県	44,490
	東京都	40,948
	神奈川県	57,361
	山梨県	53,297
	長野県	54,441
	静岡県	33,744

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	61,848
	富山県	43,477
	石川県	32,767
	福井県	25,296
東海	岐阜県	☆
	愛知県	28,316
	三重県	20,514
	滋賀県	66,930
近畿	京都府	74,084
	大阪府	63,045
	兵庫県	☆
	奈良県	89,682
中国	和歌山県	65,593
	鳥取県	56,133
	島根県	—
	岡山県	43,211
沖縄県	広島県	39,171
	山口県	11,279

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	3,744
	香川県	18,802
	愛媛県	—
	高知県	—
九州	福岡県	31,746
	佐賀県	27,274
	長崎県	17,807
	熊本県	32,991
沖縄県	大分県	22,581
	宮崎県	18,963
	鹿児島県	20,396
	沖縄県	—
交雑種		—
乳用種		15,795



注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。  
 注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

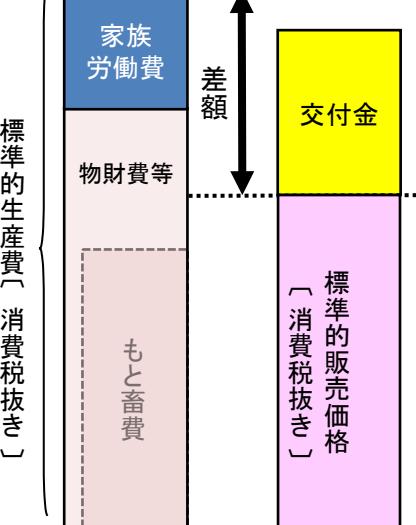
- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭  
 交雑種：17,000円／頭  
 乳用種：14,000円／頭

- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	100,012
	東北	26,163
	岩手県	—
	宮城県	32,505
	秋田県	20,285
	山形県	2,468
	福島県	21,898
関東	茨城県	40,284
	栃木県	38,358
	群馬県	44,868
	埼玉県	33,691
	千葉県	20,258
	東京都	2,487
	神奈川県	33,777
	山梨県	—
	長野県	15,474
	静岡県	27,617

交付金交付状況(令和6年2月支払分:12月販売牛)

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	☆
	福井県	—
東海	岐阜県	☆
	愛知県	34,192
	三重県	28,865
	滋賀県	53,748
近畿	京都府	54,738
	大阪府	31,317
	兵庫県	☆
	奈良県	56,780
	和歌山県	—
	中国	—
	鳥取県	39,634
中国	島根県	23,084
	岡山県	16,632
	広島県	37,247
	山口県	27,180

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	—
	香川県	5,670
	愛媛県	—
	高知県	—
九州	福岡県	69,409
	佐賀県	65,702
	長崎県	64,947
	熊本県	70,272
	大分県	55,069
	宮崎県	59,789
	鹿児島県	56,680
沖縄県		9,747

交雑種	—
乳用種	6,732



注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

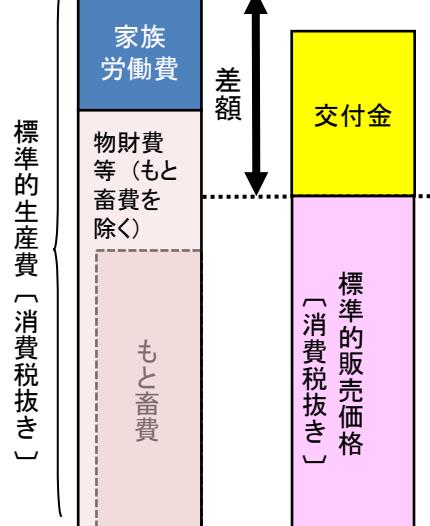
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭  
 交雑種：17,000円／頭  
 乳用種：14,000円／頭

- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年1月支払分：11月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	130,053
	青森県	54,275
	岩手県	22,036
	宮城県	60,617
	秋田県	48,397
	山形県	30,581
	福島県	50,011
関東	茨城県	79,557
	栃木県	77,632
	群馬県	84,141
	埼玉県	72,964
	千葉県	59,531
	東京都	41,760
	神奈川県	73,051
	山梨県	20,181
	長野県	54,747
	静岡県	66,890

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	—
	福井県	—
東海	岐阜県	☆
	愛知県	27,324
	三重県	21,996
	滋賀県	28,962
近畿	京都府	29,952
	大阪府	6,530
	兵庫県	☆
	奈良県	31,993
	和歌山県	—
中国	鳥取県	54,738
	島根県	38,188
	岡山県	31,737
	広島県	52,352
	山口県	42,284

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	22,793
	香川県	32,286
	愛媛県	—
	高知県	—
九州	福岡県	88,937
	佐賀県	85,230
	長崎県	84,474
	熊本県	89,799
	大分県	74,596
	宮崎県	79,317
	鹿児島県	76,207
沖縄県		10,883

交雑種	16,210
乳用種	—

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

## 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- ・肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

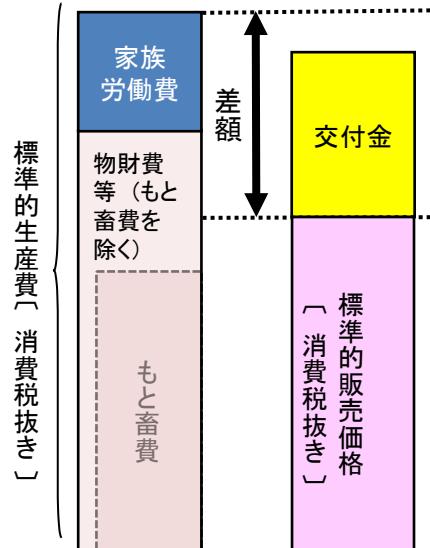
- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~23,000円／頭  
交雑種 : 17,000円／頭  
乳用種 : 14,000円／頭

- #### ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	182,517
	青森県	130,188
	岩手県	97,949
	宮城県	136,530
	秋田県	124,310
	山形県	106,494
	福島県	125,924
	茨城県	140,554
	栃木県	138,629
	群馬県	145,139
関東	埼玉県	133,962
	千葉県	120,528
	東京都	102,758
	神奈川県	134,048
	山梨県	81,179
	長野県	115,745
	静岡県	127,888

品種	区域	交付金単価
肉専用種	新潟県	53,046
	富山県	27,218
	石川県 ☆	—
	福井県	14,380
	岐阜県	2,062
	愛知県	—
	三重県	—
	滋賀県	110,742
	京都府	111,732
	大阪府	88,310
中	兵庫県 ☆	—
	奈良県	113,773
	和歌山県	51,950
	鳥取県	135,388
	島根県	118,838
国	岡山県	112,387
	広島県	133,002
	山口県	122,934

品種	区域	交付金単価
肉専用種	徳島県	111,235
	香川県	120,728
	愛媛県	71,325
	高知県	27,842
	福岡県	138,103
	佐賀県	134,396
	長崎県	133,641
	熊本県	138,965
九州	大分県	123,762
	宮崎県	128,483
	鹿児島県	125,373
	沖縄県	

交雜種	51,198
乳用種	—

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1:☆印の墨は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAF

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

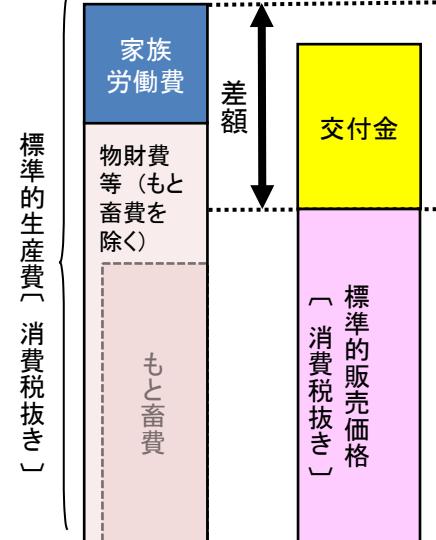
- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭  
 交雑種：17,000円／頭  
 乳用種：14,000円／頭

- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	157,529
	青森県	158,334
	岩手県	132,578
	宮城県	160,290
	秋田県	170,163
	山形県	120,626
	福島県	161,104
	茨城県	166,632
	栃木県	161,763
	群馬県	167,997
関東	埼玉県	164,652
	千葉県	143,604
	東京都	136,229
	神奈川県	154,491
	山梨県	144,200
	長野県	160,883
	静岡県	154,728

交付金交付状況(令和5年11月支払分:9月販売牛)

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	74,434
	富山県	82,021
	石川県	☆
	福井県	☆
東海	岐阜県	☆
	愛知県	101,710
	三重県	102,804
	滋賀県	145,166
近畿	京都府	139,282
	大阪府	91,772
	兵庫県	☆
	奈良県	137,122
中国	和歌山県	100,807
	鳥取県	116,704
	島根県	103,401
	岡山県	100,564
沖縄県	広島県	102,686
	山口県	91,240

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	63,960
	香川県	58,217
	愛媛県	60,765
	高知県	19,315
九州	福岡県	112,852
	佐賀県	107,762
	長崎県	106,428
	熊本県	118,997
沖縄県	大分県	111,573
	宮崎県	113,262
	鹿児島県	97,872
	沖縄県	—
交雑種		53,066
乳用種		—

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

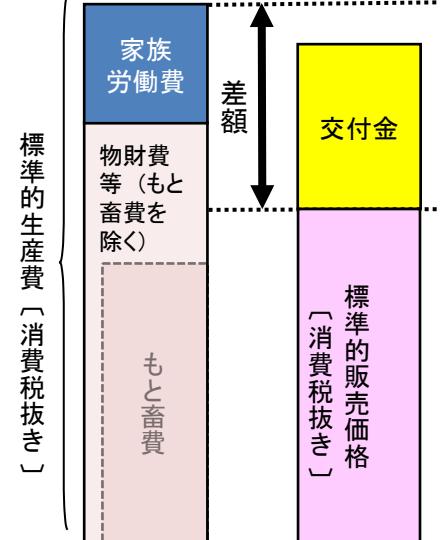
- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭  
 交雑種：17,000円／頭  
 乳用種：14,000円／頭

- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
東北	北海道	182,514
	青森県	167,719
	岩手県	141,962
	宮城県	169,674
	秋田県	179,547
	山形県	130,010
	福島県	170,488
関東	茨城県	179,600
	栃木県	174,731
	群馬県	180,965
	埼玉県	177,620
	千葉県	156,572
	東京都	149,197
	神奈川県	167,459
	山梨県	157,168
	長野県	173,851
	静岡県	167,696

## 交付金交付状況(令和5年10月支払分:8月販売牛)

品種	区域	交付金単価
肉専用種	新潟県	69,759
	富山県	77,346
	石川県	☆
	福井県	65,595
東海	岐阜県	☆
	愛知県	104,126
	三重県	105,221
	滋賀県	111,965
近畿	京都府	106,081
	大阪府	58,571
	兵庫県	☆
	奈良県	103,921
中国	和歌山県	67,606
	鳥取県	124,846
	島根県	111,543
	岡山県	108,707
山口県	広島県	110,828
		99,383

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	114,974
	香川県	109,230
	愛媛県	111,779
	高知県	70,329
九州	福岡県	129,318
	佐賀県	124,228
	長崎県	122,894
	熊本県	135,464
沖縄県	大分県	128,039
	宮崎県	129,729
	鹿児島県	114,339
	沖縄県	—
交雑種		56,643
乳用種		32,548



牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

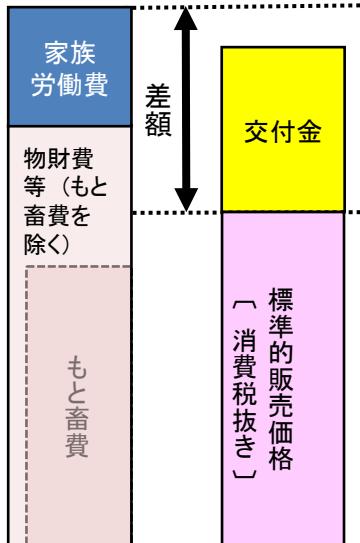
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭  
 交雑種：17,000円／頭  
 乳用種：14,000円／頭

- ④対象者 育成牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

標準的生産費（消費税抜き）



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	128,944
	青森県	93,461
	岩手県	67,704
	宮城県	95,416
	秋田県	105,289
	山形県	55,752
	福島県	96,230
関東	茨城県	112,665
	栃木県	107,796
	群馬県	114,029
	埼玉県	110,685
	千葉県	89,636
	東京都	82,261
	神奈川県	100,524
	山梨県	90,232
	長野県	106,916
	静岡県	100,760

## 交付金交付状況(令和5年9月支払分：7月販売牛)

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	—
	富山県	☆
	石川県	☆
	福井県	—
東海	岐阜県	☆
	愛知県	56,693
	三重県	57,787
	滋賀県	99,340
近畿	京都府	93,457
	大阪府	45,947
	兵庫県	☆
	奈良県	91,297
中国	和歌山県	54,982
	鳥取県	77,537
	島根県	64,234
	岡山県	61,397
沖縄県	広島県	63,518
	山口県	52,073

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	68,050
	香川県	62,306
	愛媛県	64,855
	高知県	23,405
九州	福岡県	82,566
	佐賀県	77,476
	長崎県	76,142
	熊本県	88,711
沖縄県	大分県	81,287
	宮崎県	82,976
	鹿児島県	67,586
	沖縄県	—

交雑種	45,701
乳用種	37,302

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

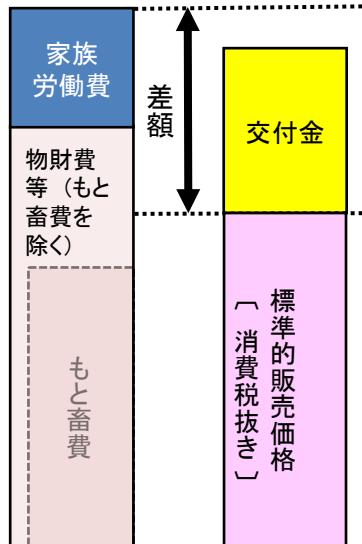
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭  
 交雑種：17,000円／頭  
 乳用種：14,000円／頭

- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

標準的生産費（消費税抜き）



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	117,326
	青森県	80,827
	岩手県	45,020
	宮城県	76,044
	秋田県	76,880
	山形県	40,658
	福島県	81,439
関東	茨城県	87,864
	栃木県	84,605
	群馬県	94,118
	埼玉県	82,390
	千葉県	56,484
	東京都	59,628
	神奈川県	74,988
	山梨県	30,029
	長野県	72,785
	静岡県	75,113

## 交付金交付状況(令和5年8月支払分:6月販売牛)

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	—
	富山県	3,659
	石川県	☆ —
	福井県	—
東海	岐阜県	☆ —
	愛知県	63,492
	三重県	59,495
	滋賀県	78,028
近畿	京都府	84,584
	大阪府	51,351
	兵庫県	☆ —
	奈良県	130,802
中国	和歌山県	86,369
	鳥取県	47,350
	島根県	29,768
	岡山県	13,689
	広島県	33,278
	山口県	29,093

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	50,191
	香川県	63,892
	愛媛県	37,754
	高知県	—
九州	福岡県	49,152
	佐賀県	50,449
	長崎県	47,807
	熊本県	48,910
	大分県	44,146
	宮崎県	54,473
	鹿児島県	50,347
沖縄県		—
交雑種		45,225
乳用種		32,263



牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

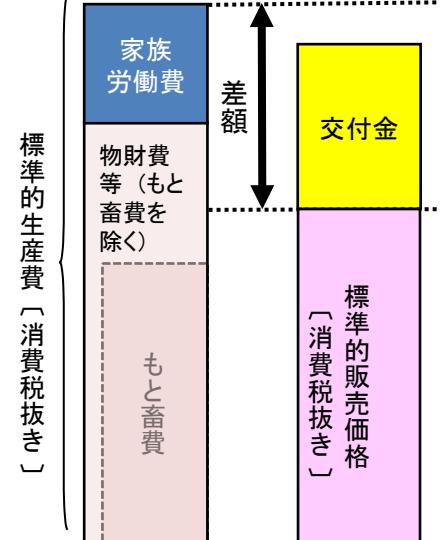
- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
 標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭  
 交雑種：17,000円／頭  
 乳用種：14,000円／頭

- ④対象者 育成牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	122,208
	青森県	73,795
	岩手県	37,987
	宮城県	69,011
	秋田県	69,847
	山形県	33,626
	福島県	74,407
	茨城県	78,205
	栃木県	74,945
	群馬県	84,459
関東	埼玉県	72,730
	千葉県	46,824
	東京都	49,968
	神奈川県	65,328
	山梨県	20,369
	長野県	63,125
	静岡県	65,453

## 交付金交付状況(令和5年7月支払分:5月販売牛)

品種	区域	交付金単価
北陸	新潟県	—
	富山県	—
	石川県	—
	福井県	—
東海	岐阜県	☆
	愛知県	93,140
	三重県	89,143
	滋賀県	53,672
近畿	京都府	60,228
	大阪府	26,996
	兵庫県	☆
	奈良県	106,446
中国	和歌山県	62,013
	鳥取県	69,539
	島根県	51,957
	岡山県	35,879
九州	広島県	55,468
	山口県	51,283

品種	区域	交付金単価
四国	徳島県	18,194
	香川県	31,895
	愛媛県	5,757
	高知県	—
肉専用種	福岡県	29,274
	佐賀県	30,571
	長崎県	27,930
	熊本県	29,032
九州	大分県	24,269
	宮崎県	34,595
	鹿児島県	30,470
	沖縄県	—

交雑種	13,934
乳用種	45,099



牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

